

令和7年4月1日から、 入院時の食事療養費の負担額が変わります。

物価高の影響で食材料費等の高騰に伴い、入院時の食事に係る患者負担額が以下のとおり変更になります。

ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(全医療機関共通の値上げ金額となります。)

< 標準負担額 (1食あたり) >

70未満	70歳以上	令和7年4月1日から	
一般 (下記に該当しない場合)		490円⇒510円	
低所得者Ⅱ (住民税非課税)	低所得者Ⅱ (※1)	過去1年間の入院期間が90日以内	230円⇒240円
		過去1年間の入院期間が90日超	180円⇒190円
該当なし	低所得者Ⅰ (※2)	110円 (変更なし)	
低所得者Ⅱに該当しない 小児慢性特定疾病又は、 指定難病患者	低所得者Ⅰ、Ⅱに該当 しない指定難病患者	280円⇒300円	

※1 世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外

※2 世帯全員が住民税非課税であって、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となるものあるいは、老齢福祉年金受権者

詳しくは、現在加入されている医療保険の保険者（健康保険組合、全国健康保険協会、市町村（国民健康保険後期高齢者医療制度）、国民健康保険組合、共済組合）までお問い合わせください。